

# I はじめに

## 1 計画改定の趣旨

子どもの相対的貧困率は平成24年の過去最悪の16.3%から平成27年には13.9%と12年ぶりに改善したものの、依然として子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が平成26年1月に施行され様々な取組が進められてきました。

さらに、令和元年6月に推進法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされ、市町村における積極的な取組が求められることになりました。

また、推進法第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が令和元年11月に見直されたところです。

京都府においては、平成26年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」を全国に先駆けて策定し、これまで本計画に基づき全国でもトップレベルの支援を実施してきたところです。

しかしながら、生活保護世帯やひとり親家庭が増加しており、生活保護世帯の子どもの高校・大学への進学状況、ひとり親家庭における子どもの保育所への入所や親の所得等において依然として厳しい状況が見られます。

このような中、現行の京都府子どもの貧困対策推進計画の計画期間が、令和2年3月で満了することに伴い、推進法や大綱の見直し及び現在の子どもを巡る社会状況を踏まえるとともに、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画とするため見直しを図るものです。

また、計画に基づく取組に当たっては、子どもの貧困対策に取り組むすべての知事部局と教育委員会、市町村及び関係機関が連携して進めることとしております。

## 2 計画の期間

本計画は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

## 3 計画の進捗管理

- (1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。
- (2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

---

## Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

### 1 基本理念

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

### 2 基本的視点

- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 義務教育を終えた後の社会的自立のできていない若者など支援が届いていない、又届きにくい子どもに対する社会的自立に向けた総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、経済的に困難な家庭に対する包括的支援の推進
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけるとともに、妊娠、出産期から社会的自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

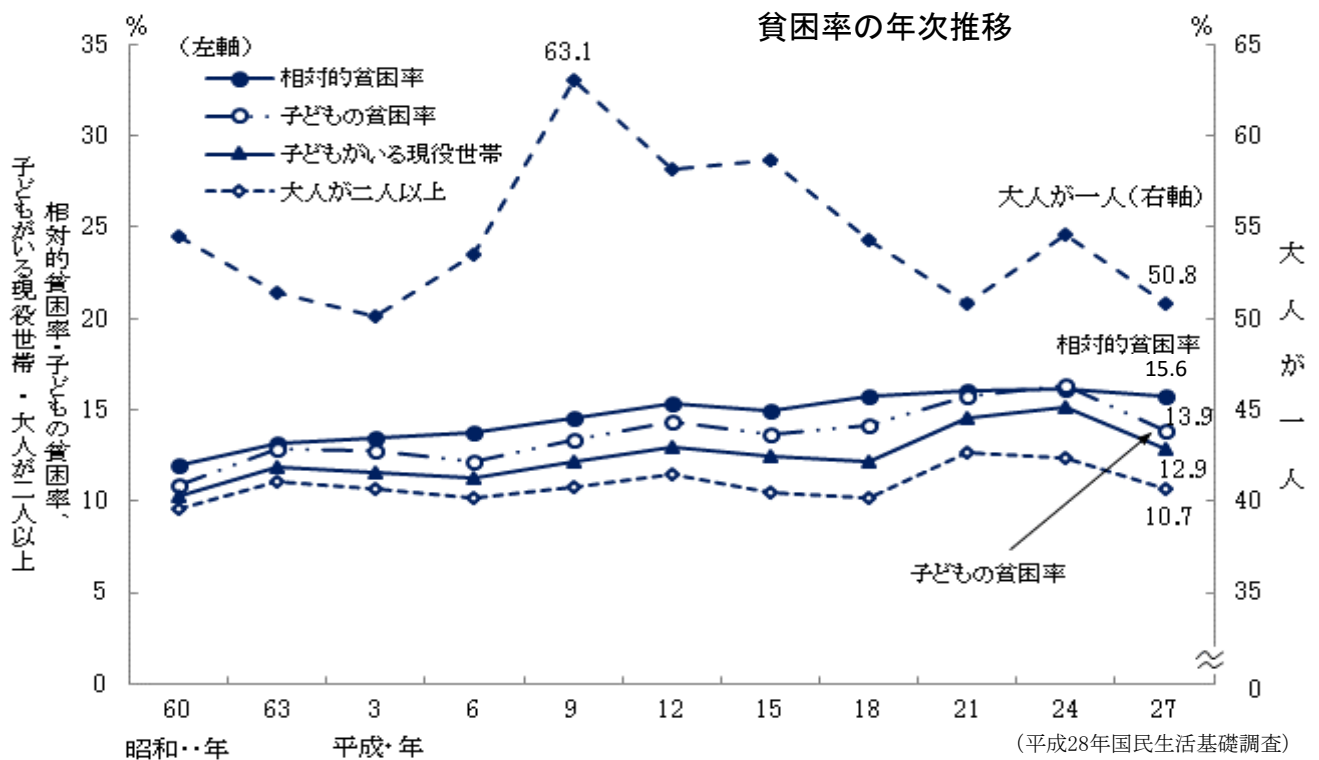
### Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

#### 1 子どもの貧困率の推移

7人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす  
ひとり親世帯の半数以上は貧困世帯

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査(平成24年)では16.1%であったものが平成27年は15.6%と改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も16.3%から13.9%と、過去最悪を示した前回調査から改善している。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と前回調査の54.6%からやや改善したものの、大人が2人以上いる世帯に比べて依然として高い水準となっている。貧困率が改善した要因は、雇用環境が改善し、子育てしながら働く女性が増えたためと考えられているが、経済協力開発機構(OECD)加盟国の「子どもの相対的貧困率」の平均を上回っている状況。

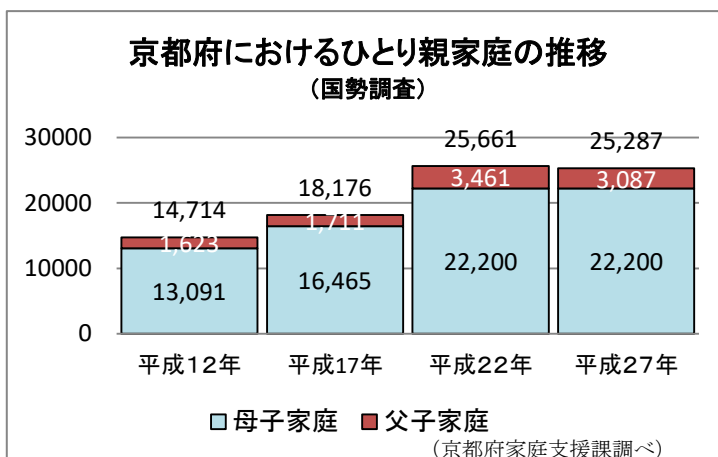
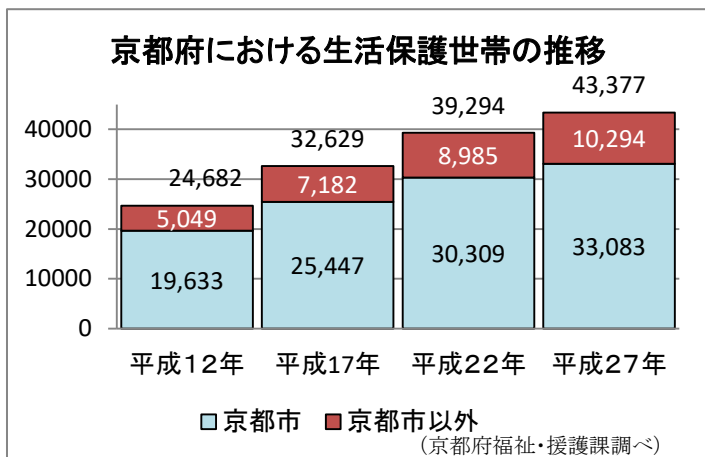


#### 2 生活保護世帯・ひとり親家庭の状況

##### (1) 世帯数の推移及び就労収入

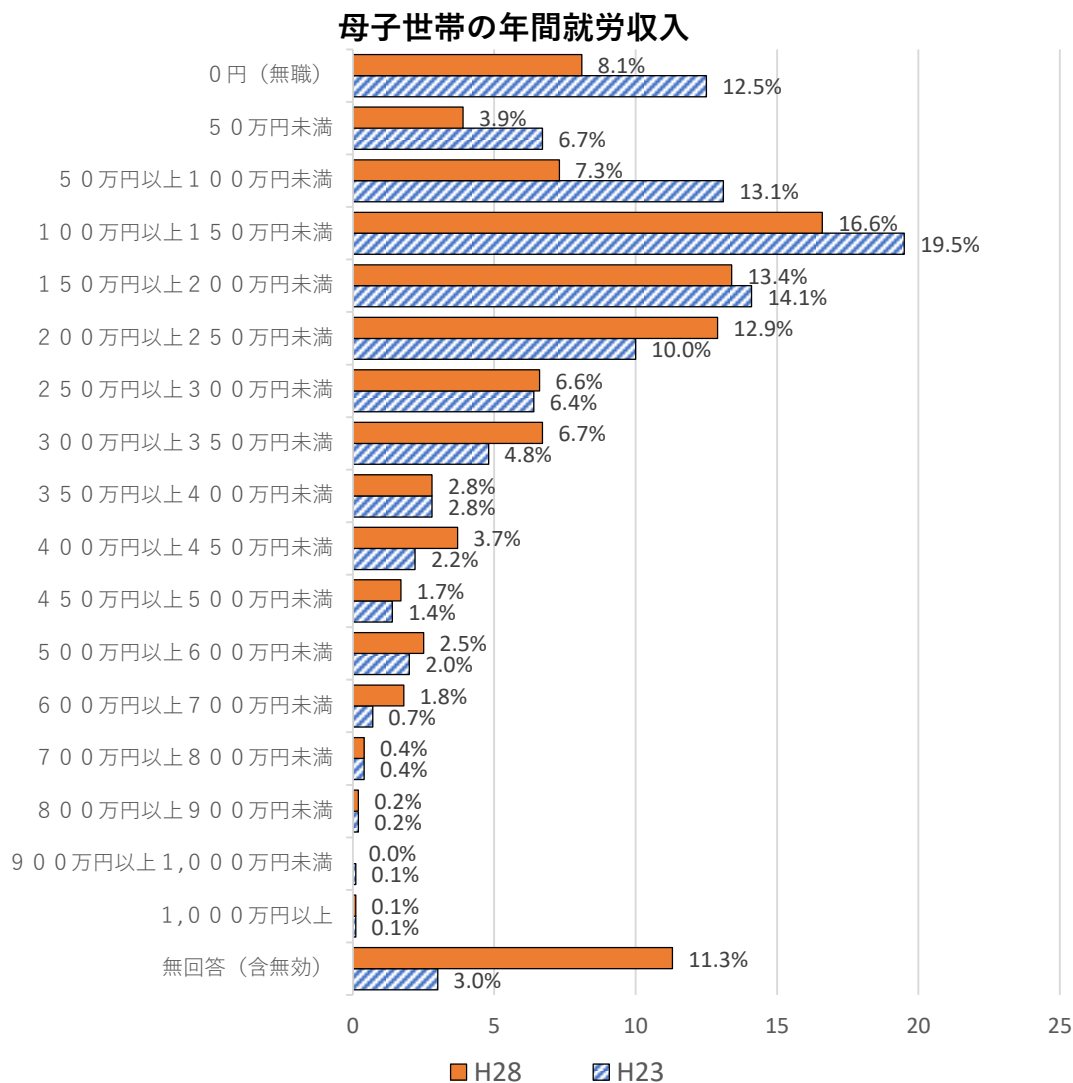
生活保護世帯・ひとり親世帯は、平成17年からの10年で1.3~1.4倍に増加  
母子家庭の半数以上で就労収入が200万円未満

府の生活保護受給者は、令和元年8月時点で5万6,952人、世帯数は4万2,502世帯、保護率は2.20%と、依然として高い水準となっている。また、京都府におけるひとり親家庭は平成17年からの10年間で1.4倍に増加した。



京都府母子・父子世帯調査によると、母子家庭の平均年間就労収入は209万円と、前回調査(平成24年度)から39.6万円増加したものの、就労以外の平均収入(手当等)は50.7万円と合わせても259.7万円しかなく、また、200万円未満である世帯が55.6%と半数以上であり、依然として厳しい状況にある。

また、父子家庭の平均就労収入(358万円)との差が約150万円あり、父子家庭と比べても母子家庭は特に収入が少ない状況にある。

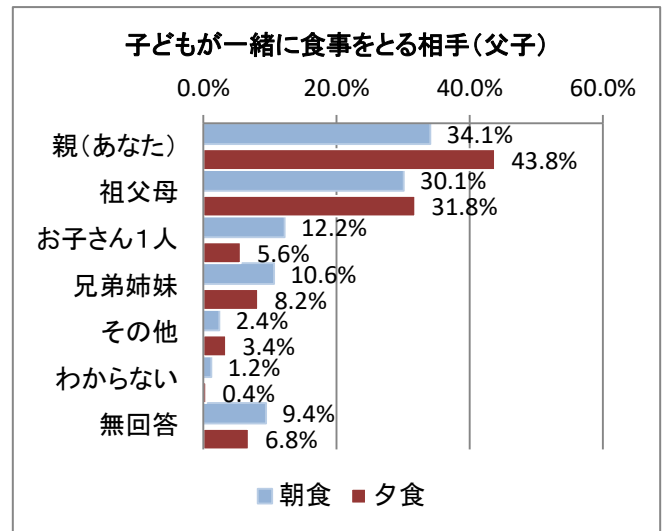
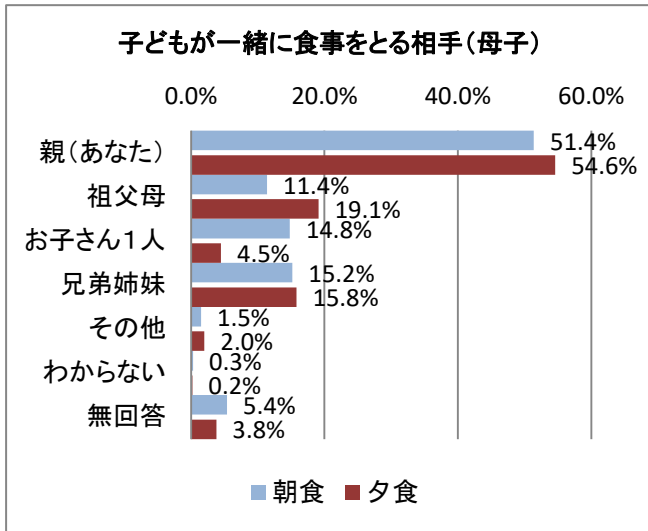


## (2) 食事の環境

母子家庭の子どもの5人に1人が子どもだけで食事

母子家庭の小中学生の約40人に1人が夕食を一人で摂っている孤食の状態

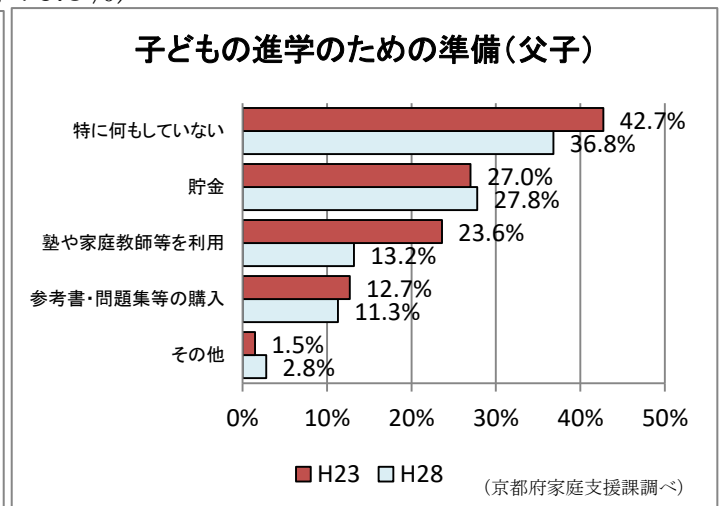
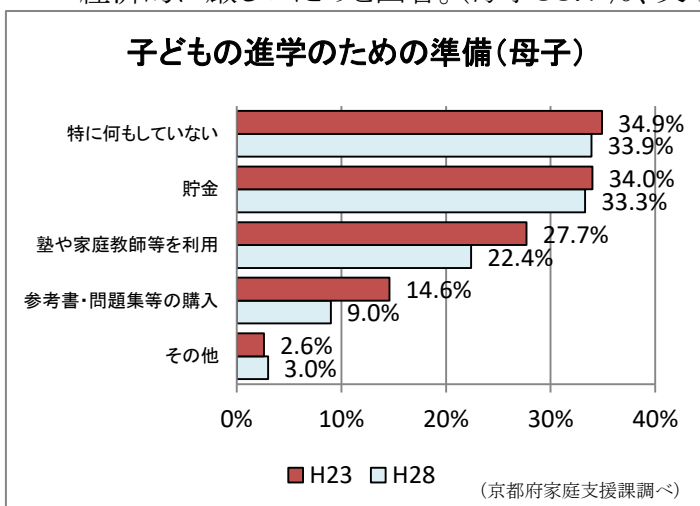
京都府母子・父子世帯調査によると、子どもの食事相手について、母子家庭では子ども一人または兄弟姉妹と回答した割合が朝食30.0%、夕食20.3%と2割を超えており、子どもの5人に1人が子どもだけで食事をしている状況。そのうち、末子が小中学生の家庭で、夕食を子ども一人で食べている割合は2.4%となっており、小中学生の約40人に1人が夕食を一人で摂っている孤食の状態にある。



## (3) 子どもの進学のための準備

主に経済的な理由により、母子・父子家庭の3割以上が子どもの進学のための準備をしていない状況

京都府母子・父子世帯調査によると、子どもの進学のための準備について、母子・父子世帯の3割以上(母子33.9%、父子36.8%)が特に何もしていない状況。その理由として、大半の世帯が経済的に厳しいためと回答。(母子88.7%、父子70.5%)



### 3 貧困が及ぼす子どもへの影響

#### (1) 就学前

保育所等へ入所できない状況は若干改善

京都府母子・父子家庭実態調査によると、子どもを保育所等に入所させられない母子世帯の割合は平成28年度で1.9%となっており、前回調査(平成23年度)の4.7%から改善している。

#### 【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位：%)

	母子家庭		父子家庭	
	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年
幼稚園	8.4	8.5	6.3	16.0
保育所	76.9	78.8	75.0	80.0
無認可保育所	1.0	2.0	0.0	0.0
保育所に入所できない	1.9	4.7	0.0	4.0
空きがない	1.5	3.2	0.0	0.0
求職活動中	0.2	1.4	0.0	4.0
費用が高い	0.2	0.1	0.0	0.0
上記以外の理由	—	—	0.0	0.0
通園していない	9.0	6.1	6.3	0.0

(京都府家庭支援課調べ)

#### (2) 小・中学生

家庭の経済状況が学力に影響

生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細やかな支援が必要

府内の公立小中学校における経済的に困難な家庭の子どもの状況を見てみると、平成29年度「全国学力・学習状況調査」において、小学校6年生・中学校3年生ともすべての調査項目の平均正答数が府全体よりも下回るとともに、平成30年3月の進学状況においても、全日制高校への進学率は低い状況にある。

なお、個別に見ると、経済的に困難な家庭の子どもの中にも、生活習慣・学習習慣が身につけている場合は正答数が平均を上回るとともに、希望する進路が実現できている傾向が見られる。

- (注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。  
2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町村(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭。)

## 平成29年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答数

### ○ 小学校6年生

(単位:問)

	国語A	国語B	算数A	算数B
要保護家庭の子ども	9.1	3.4	8.9	2.9
準要保護家庭の子ども	10.5	4.4	10.5	4.1
府全体	11.2	5.2	12.0	5.2
【問題数】	15	9	15	11

### ○ 中学校3年生

(単位:問)

	国語A	国語B	数学A	数学B
要保護家庭の子ども	19.4	4.5	13.2	4.5
準要保護家庭の子ども	22.2	5.6	19.5	5.9
府全体	24.9	6.6	23.8	7.3
【問題数】	32	9	36	15

(注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計

(京都府教育委員会調べ)

A問題とは「主として知識に関する問題」、B問題は「主として活用に関する問題」

## 平成30年3月中学校卒業生徒の主な進路状況

(単位:%)

		京都府	要保護家庭の子ども	準要保護家庭の子ども
高校	全日制	93.8	70.6	90.4
	定時制	1.6	8.5	2.9
	通信制	2.2	8.5	3.8
中等教育学校後期課程		0.0	0.0	0.0
特別支援学校高等部		0.9	5.2	1.5
高等専門学校		0.7	0.0	0.3

(京都府教育委員会調べ)

### (3) 高校生

家庭の経済状況が高校での中退率と大学進学率に影響  
きめ細かな学習支援が、高校中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につながる

高校における経済的に困難な家庭の子どもの状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学等進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

(注) 経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

## 平成30年度高等学校生徒状況一覧

(単位:%)

	京都府	生活保護世帯(※3)
高等学校中退率	1.4(※1)	6.3
大学等進学率	79.3(※2)	44.1

※1 平成30年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公私立高等学校(通信制課程含む)

※2 令和元年度学校基本調査(文部科学省)より。国公私立高等学校(全日制・定時制)卒業者

※3 厚生労働省社会・援護局保護課調べ



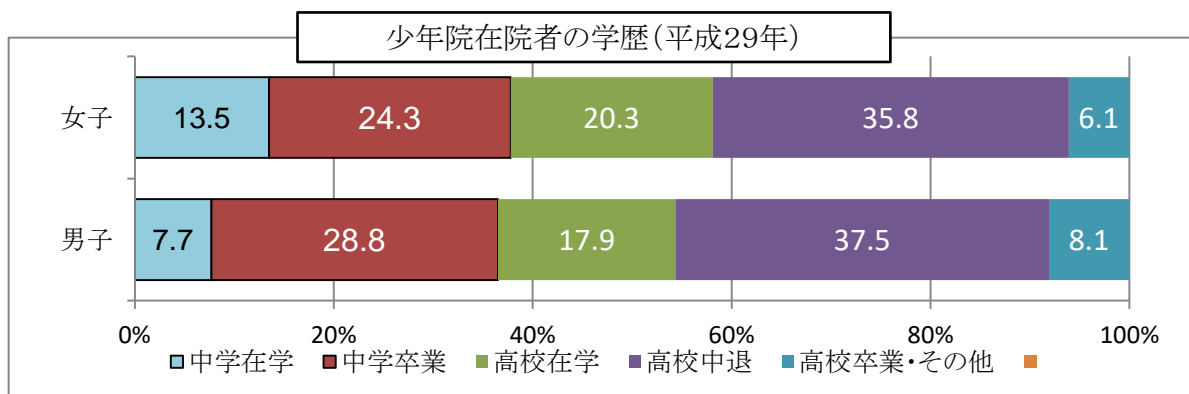
## (4) 支援を必要とする者(非行・ひきこもりなど社会的自立に向けて支援が必要な者)

### ① 非行と貧困

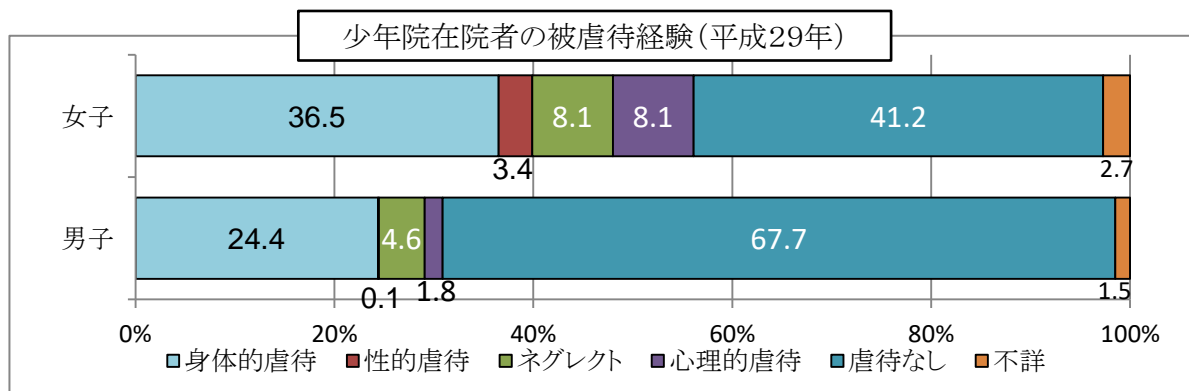
#### 非行の大きな要因は、家庭の養育力低下と学校不適應

子どもを非行に向かわせる大きな要因は、基本的な生活習慣の乱れを引き起こす家庭の養育力の低下や学力不振を背景とする学校不適應がある。

少年院に入っている子どものうち、中学在学者を除き、最終学歴が中学校卒業の者(高校中退を含む)が男女とも8割以上を占めることから、将来貧困になる可能性が高いと考えられ、また、少年院に入る子どもの家庭は、離婚等によるひとり親家庭に加え、虐待、DV、問題行動(アルコール依存、薬物乱用)など、家庭の養育力に問題があるものも多く、その2割近くが貧困の家庭とされている。(内閣府 ユースアドバイザー養成プログラムより引用)



出典:法務総合研究所,2018,『平成30年度版 犯罪白書』

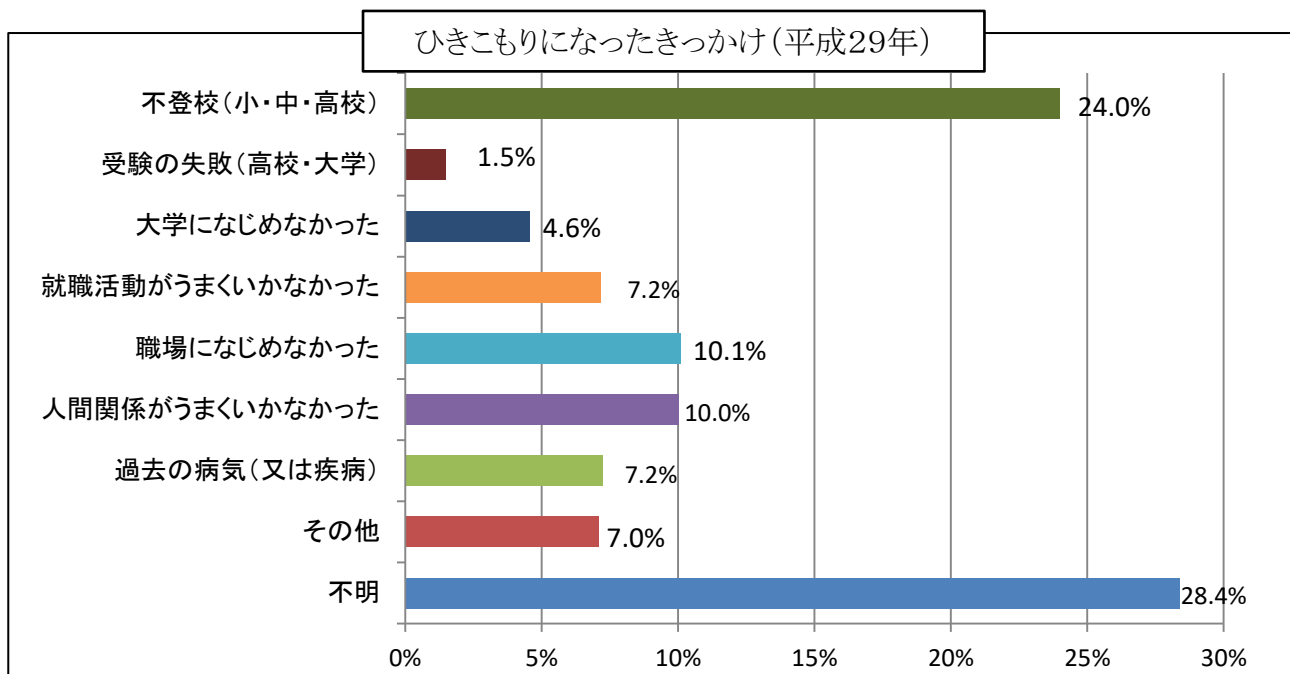


出典:法務総合研究所,2018,『平成30年度版 犯罪白書』

## ② ひきこもりと貧困

### 社会適応・社会的自立に向けた総合的な支援が必要

京都府が29年度に実施した「ひきこもり実態調査」によると、ひきこもりになったきっかけは、「不登校」が24.0%と最も多く、「職場になじめなかった」10.1%、「人間関係がうまくいかなかった」10%となっており、不登校や就職に起因するひきこもり状態が、将来貧困になる可能性が高いと考えられる。



出典：平成29年度京都府ひきこもり実態調査

民生・児童委員による調査 548人、民間支援団体等による調査 557人、インターネットによる調査 29人 合計1,134に対して調査。人数については、各調査主体相互に重複する可能性がある

## IV 重点施策

京都府においては、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージに応じた子どもへの支援」、「経済的支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として京都府独自の施策を含め、総合的・効果的な施策を推進していきます。

※ ◆ゴシック体：重点的施策

### 1 連携推進体制の構築

#### 施策の方向性

- ・ 学校を起点として、行政、教育機関、地域のNPO、民生・児童委員等関係団体が一丸となり、それぞれの役割において経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組みます。
- ・ だれ一人取り残されることなく、すべての子どもに支援が届くよう、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

#### 【具体的な取組】

#### (1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化(学校プラットフォーム)

##### ◆ 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備

◆ 困難な状況にある子どもを早期に把握し、必要な支援に繋げるために「まなび・生活アドバイザー(京都式スクールソーシャルワーカー)」の重点配置や派遣回数増を図るとともに、学校からの相談を一元的に受け付ける窓口を福祉事務所や児童福祉部門等に整備することにより、支援を必要とする子どもたちが必要な施策に結びつく支援を図ります。

このために、当面は小学校を対象に数市町村においてモデル的に教育と福祉との連携体制を構築し、本計画の計画年度内に実施範囲及び内容を段階的に充実を図ります。

##### ◆ 人材育成の推進

- ・ まなび・生活アドバイザーがスクールソーシャルワークの視点で支援を行うための対応力向上のため研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- ・ あわせて、支援に必要な児童・生徒を早期に対応するために、学校における教職員に対する研修体制の推進を図ります。

##### ○ 学校と地域による総合支援

- ・ 小中学校に配置するまなび・生活アドバイザーと福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員等の福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築します。
- ・ まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの外部専門家を未配置校にも派遣し、子どもの状況に応じた学習支援や福祉施策に繋げていく取組を実施します。
- ・ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

## (2) 関係機関・団体の連携推進

### ◆ 市町村における子どもの貧困対策の窓口の明確化

市町村計画の策定を支援するとともに、市町村の子どもの貧困対策の窓口や役割を明確化し、支援が必要な子どもや保護者が住み慣れた地域で支援を受けられる仕組みづくりを推進します。

### ◆ 地域ネットワークの強化

保健所・市町村・教育機関・NPO法人等の連携をより強化するため、福祉圏域におけるネットワークの強化を図り、子どもの貧困に係る情報共有等を促進し迅速に課題解決を図ります。

また、それぞれの機関において、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会等と情報共有が可能となる仕組みを検討します。

### ◆ きょうとこどもの城づくり事業の推進

- ・ すべての子どもが夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指し、こどもの居場所をはじめとするこどもの城づくり事業の実施箇所を増やすとともに、地域偏在の解消を図ります。
- ・ 子どもたちに学習や生活習慣を指導するための人材の養成・確保をします。
- ・ こどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行うとともに、事業者による交流会や研修会を開催することにより、運営に係る課題への対応策を共有するなど事業運営の質の向上を図ります。
- ・ こどもの居場所等を通じて、子どもたち同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

### ◆ 市町村支援の充実

子どもの貧困対策に取り組む市町村に対して、計画策定及び支援施策の推進に向けた助言及び支援の充実を図ります。

### ○ 連携支援

- ・ 就学前後の連続性のある指導・教育を進めるため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・円滑な接続を推進します。
- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

## 2 ライフステージに応じた子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

### ○就学前

#### 施策の方向性

- ・ 市町村と連携して、妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 就学前の早い時期での支援に繋げるために、保育士や幼稚園教諭等に係る人材確保と質の向上を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### (1) 養育環境の早期把握と早期対応

#### ◆ 市町村の母子保健・福祉施策との連携

妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況に関わらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、市町村の子育て世代包括支援センターの設置・運営の支援を行うとともに、乳幼児健康診査等を通じ、困窮世帯やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を構築します。

#### ○ 妊娠から子育てまでの包括支援

- ・ 乳児のいるすべての家庭へ訪問(乳児家庭全戸訪問)し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。
- ・ 健診未受診等で所在が確認できない児童等については、早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。
- ・ 市町村子育て世代包括支援センターに母子保健と子育て支援の専門職員を配置し、訪問型の支援を含むプランを作成し、子ども家庭総合支援拠点等の関係機関と連携してきめ細かい支援を実施します。
- ・ 若年妊婦、予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など妊娠前から継続支援が必要な家庭を早期に把握するため、医療機関との連携・情報共有システムを更に充実・強化します。

## (2) 保育・幼児教育の充実

### ◆ 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化

幼児教育アドバイザーの配置等により、保育・幼児教育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携を強化します。

### ◆ 保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備及び人材の確保

保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を計画的に進めるとともに保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保と質の向上を図ります。

#### ○ 保育人材等の確保・質の向上

- ・ すべての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
- ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
- ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。

#### ○ 子育て環境の整備

- ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
- ・ 教員や保育士のOBである家庭教育アドバイザーが子育て世代包括支援センター等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を訪問するなど、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目のない支援を行います。

#### ○ 幼児教育の推進体制の拡充

- ・ 幼児教育アドバイザーを配置し、保育・幼児教育の質の向上を図り、幼稚園等から小学校への円滑な接続を実現するとともに、府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置を進めます。

#### ○ 社会的養護の推進

- ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。

## ○小・中学生期

### 施策の方向性

- ・小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取り組みます。
- ・不登校やひきこもり等の支援が届きにくい子どもたちや保護者に対する支援に取り組みます。
- ・こどもの居場所等を通じて、NPO法人等の地域団体と連携して、身近な場所できめ細やかな学習支援や生活支援に取り組みます。

### 【具体的な取組】

#### (1) 教育環境の整備・充実

- まなび・生活アドバイザー等学校における人材の充実
  - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度に繋げていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
  - ・ 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細やかな指導ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。
  - ・ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。
- ◆ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
  - ・ 中高生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成するとともに、進路等を検討する前に配布し、説明を行うなど各種支援制度の周知に努めます。
- 相談支援体制の整備
  - ・ 学校不適應など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センターの運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
  - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。
- 社会的養護の推進
  - ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。〈再掲〉

## (2) 学校における学習・個別支援の充実

### ○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- ・ 小学校段階におけるつまずきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細やかな学習支援を実施します。
- ・ 子ども一人ひとりが、自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、地域社会と連携した体験的な学習活動やライフデザインを考える学習を進めるなど、それぞれの発達の段階に応じたキャリア教育を進めます。
- ・ あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れるなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- ・ 子どもが耕作・育成・収穫・調理・食事を体験するなど、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心をはぐくむ実践型の食育に取り組みます。
- ・ 中学校入学後の早い時期からの実施を含めて、基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた補充学習の実施など、子どもの学力のさらなる向上を図る取組を推進します。
- ・ 幼児教育から中学校教育までの学びの連続性・一貫性を通して、困難な状況に置かれている子どもを含むすべての子どもたちに、未来の社会の創り手として必要な力となる「認知能力」と「非認知能力」をともに育成する学校モデルを構築します。

### ◆ 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 義務教育期間にありながらも支援が届きにくい不登校児童生徒を支援につなぐため、市町村が設置する教育支援センターの機能を充実します。
- ・ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センターやユース・アシスト等支援ツールを活用した積極的な支援を進めます。



### (3) 地域における支援の充実

#### ◆ 相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)

- ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにも相談しやすい環境を整備します。
- ・ 相談窓口から京都府や市町村等の担当窓口へと支援を必要とする者を円滑に誘導できるようマニュアルを整備するとともに相談窓口の専門機関としての質の向上を図ります。

#### ○ 地域で子どもを支える支援体制の充実

- ・ 子どもの貧困対策に取り組むNPO等と連携し、自然体験や子どもの集団生活の場の提供を図ります。
- ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
- ・ NPOや自治会等と連携を図り、学習に課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
- ・ NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 府の支援を受けて子どもの居場所づくり、子ども食堂等を行う団体に図書の出借を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。
- ・ 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援や読書支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・ 不登校傾向にある子どもに対し、関係機関と連携して野外活動等様々な体験を重ねる場を提供するとともに保護者に対し、専門家による教育相談や相互交流の場の提供を図ります。
- ・ 家庭や地域の絆、子どもを慈しみはぐくむことの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。
- ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。

## ○高校生期～

### 施策の方向性

- ・ 学校における相談・指導体制の充実を図り、大学・企業や就労支援関係機関と連携し、中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな学習支援とキャリア教育に取り組みます。
- ・ 支援制度や奨学金制度について子どもが気軽に相談できる窓口を整備します。

### 【具体的な取組】

#### (1) 教育環境の整備・充実

- 専門人材の配置等による教育環境の整備・充実
  - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。〈再掲〉
  - ・ 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細やかな指導ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。〈再掲〉
  - ・ 昼間2部制の府立清明高校に続き、府北部に昼間定時制の府立清新高校を開設し、単位制を生かした柔軟な教育システムと教育内容により、個々の生徒に応じた社会的自立を支援します。また、そこで培った教育内容・手法を他校にも波及します。
  - ・ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。〈再掲〉
- 高校中退防止に係る環境整備
  - ・ 学校不適応など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援・相談センターの運営支援を通じて、中退防止など高校修学継続のための環境を整えます。
- ◆ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化(再掲)
  - ・ 中高生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成するとともに、進路等を検討する前に配布し、説明を行うなど各種支援制度の周知に努めます。
- 相談支援体制の整備
  - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関すること不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。〈再掲〉

## (2) 学校における学習・個別支援の充実

### ○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢や希望を持てるように、自律的に学習できるように支援するとともに、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
- ・ 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートなどを活用し進路意識の醸成を図るとともに、地域と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。
- ・ 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
- ・ 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
- ・ 高校に就職支援教員を配置し、就職希望生徒に対する就職相談、求人事業の開拓等を行い就職を支援します。
- ・ 特別支援学校生徒を対象に、外部機関等と連携し清掃や接客など4分野の職種別技能を客観的に評価する京しごと技能検定を実施することで、職業的自立と就労意欲の向上を目指します。

### ◆ 不登校児童生徒への支援の充実(一部再掲)

- ・ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センターやユース・アシスト等支援ツールを活用した積極的な支援を進めます。

## (3) 地域における支援の充実

### ◆ 相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)(一部再掲)

- ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにも相談しやすい環境を整備します。
- ・ 自立就労サポートセンターを通じた定時制・通信制高校生や高校中退者の就労支援を進めます。
- ・ 相談窓口から京都府や市町村等の担当窓口へと支援を必要とする者を円滑に誘導できるようマニュアルを整備するとともに相談窓口の専門機関としての質の向上を図ります。

### ○ 相談支援体制の整備

- ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。〈再掲〉

## ○支援を必要とする者

### 施策の方向性

- ・ 高校を中退した者やひきこもりなど、社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、寄り添い支援に取り組みます。
- ・ 声を上げられない、声を上げづらい子どもたちにいかに気付いていけるかという観点から、多様化する困窮に対応するため国籍や家庭環境に関わらず、すべての子どもや家庭への支援に取り組みます。

### 【具体的な取組】

#### 若者への生活支援・就業支援の充実

- ◆ 支援体制の整備
  - ・ 中卒後未就労者や高等学校中退者など、所属がなく支援が行き届きにくい子どもに対して、学校や福祉等による支援に加え、SNSを活用した相談窓口の提供など継続的に支援を行える体制づくりを目指します。
  - ・ 児童養護施設等入所児童はもとより、施設退所者に対する寄り添い支援や社会生活自立支援事業の充実を図ります。
- 若者に対する就職・定着支援の推進
  - ・ 若者がある希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、若者の就職・定着支援をオール京都で実施します。
- 児童養護施設退所児童等に対する自立支援の推進
  - ・ 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、関係団体等と連携し、気軽に相談できる居場所を設置するほか、生活資金や家賃等の貸付け、シェアハウスの活用など、自立した社会生活に向けて支援します。
- ひきこもり・非行児童対策の推進
  - ・ 脱ひきこもり支援センターにより、ひきこもりの早期把握・支援を行うとともに、訪問応援チーム「チーム絆」による相談支援や支援ネットワークの構築、社会参加支援を行う団体への補助、職親事業等を実施し、ひきこもり当事者の社会適応・自立までを一体的に支援します。
  - ・ 非行等の問題を抱える若者に対して、一人ひとりに適した支援プログラムによる寄り添い型支援や、青少年支援団体等と連携した居場所づくりの推進により、非行再犯防止を図ります。
- ◆ ひとり親家庭自立支援センターの機能強化
  - ・ 親への支援計画の作成に当たり、子どもの思いも聞き反映を図るなど、子ども自身が将来の目標を持ち成長できるよう支援します。

### 3 経済的支援

#### 施策の方向性

- ・ 貧困の連鎖を解消するために、家計を支える親の就労支援や子どもに対する就・修学に必要な経済的支援を、生活基盤が安定するまで継続して実施します。

#### 【具体的な取組】

##### (1) 家計を支える親への就業支援

###### ◆ ひとり親家庭「支援強化月間」の創設

- ・ ひとり親家庭支援強化月間を定め、ひとり親家庭を社会全体で見守り支える機運の醸成を図ります。

###### ◆ 支援体制の整備

- ・ 生活保護世帯や生活困窮世帯等を中心に子ども支援だけでなく、保護者交流会等親支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の親や子の安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。
- ・ 京都ジョブパーク等と連携し、困難な状況にある家庭の親と子どもに対する就労支援を進めます。

##### (2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

###### ◆ 高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援

- ・ 高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度を活用し、困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援を行います。

###### ○ 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援の充実

- ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する3人目以降の0から2歳児の保育料免除事業及び保育所や認定こども園に通う3から5歳児の副食費支援事業を実施します。
- ・ 安心して小児医療を受診できる体制を図るため、中学生までの対象拡大及び自己負担上限額の引き下げを実施した子育て支援医療助成制度を、安定的に維持していけるよう取り組みます。
- ・ すべての子どもが安心して高校等での教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学のための給付金の充実を図るとともに高等学校修学資金貸与や通学費補助制度等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。
- ・ 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都式あんしん修学支援制度」を充実します。
- ・ 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
- ・ 経済的理由によって就・修学ができないことが生じないよう、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

### (3) 生活安定のための経済的支援

- ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
  - ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、福祉資金貸付金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- 生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
  - ・ 生活保護を受給されている方には、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等により自立支援の取組を進めます。
- ◆ 就労・奨学金返済一体型支援事業の推進
  - ・ 「就労・奨学金返済一体型支援事業」の推進により、奨学金返済支援制度に取り組む中小企業等を支援し、奨学金の返還を行う若者が安心して働ける企業を増やします。

## 4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

### 施策の方向性

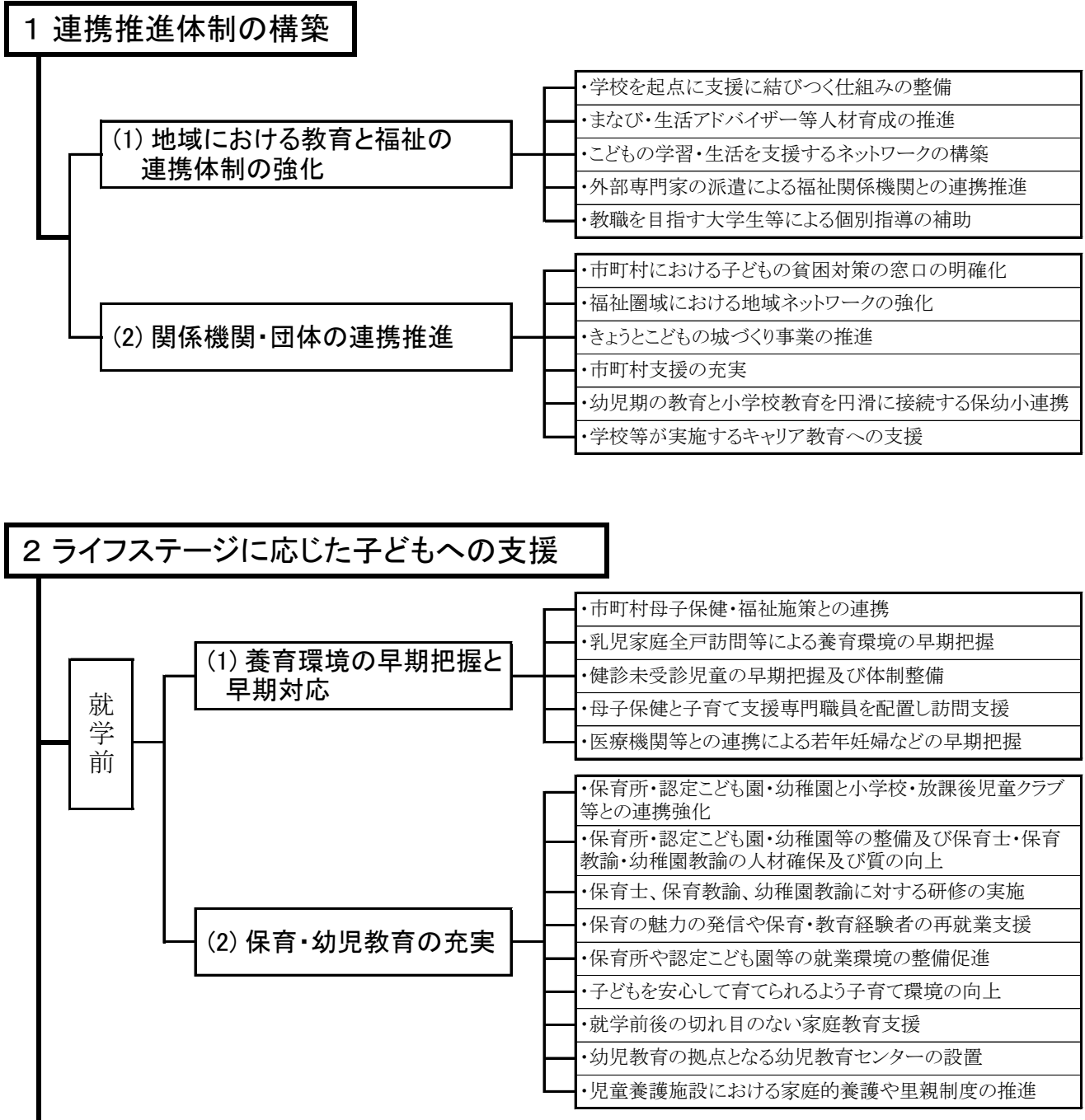
- ・ 子どもの貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもがおかれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組みます。

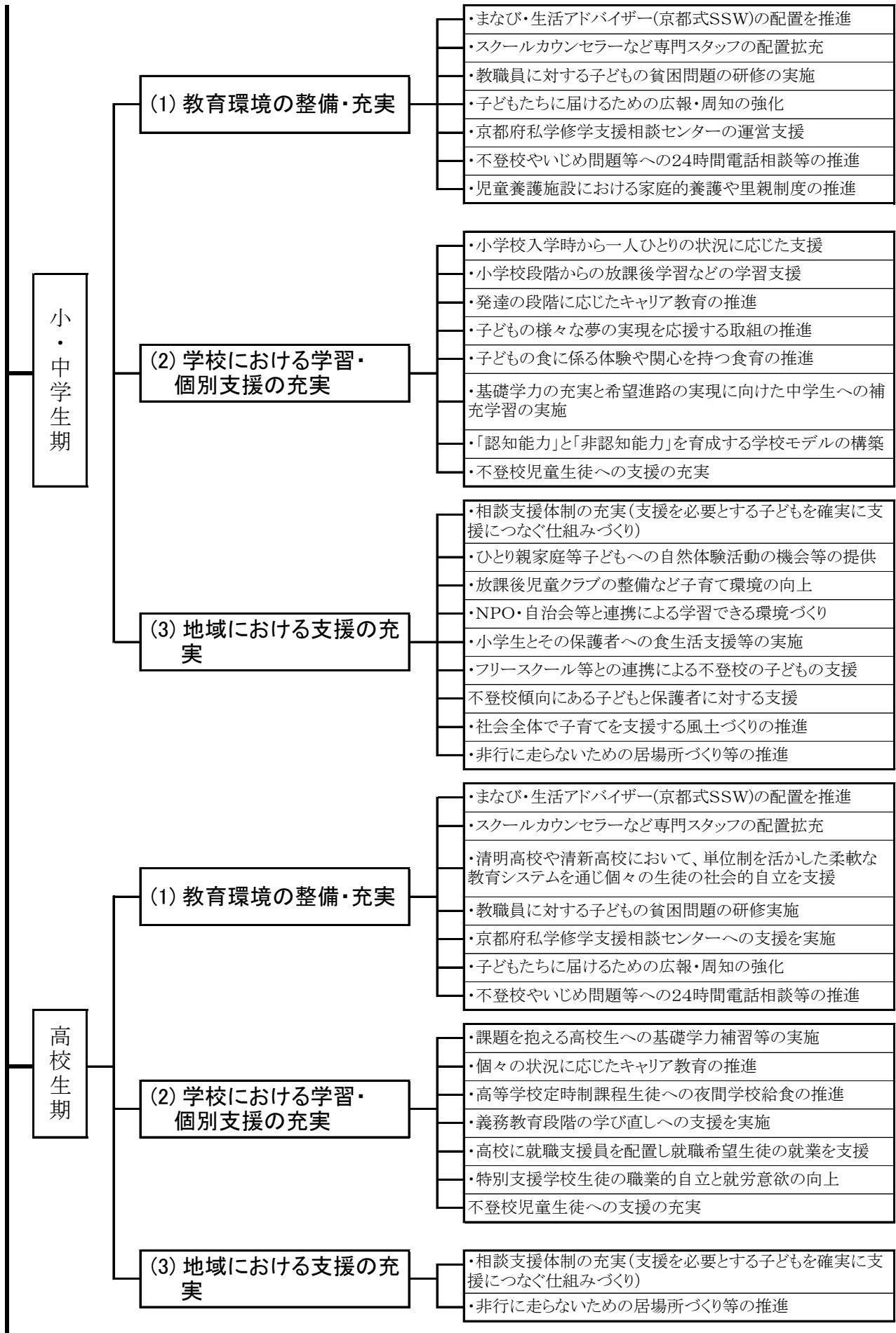
### 【具体的な取組】

#### (1) 調査研究の実施

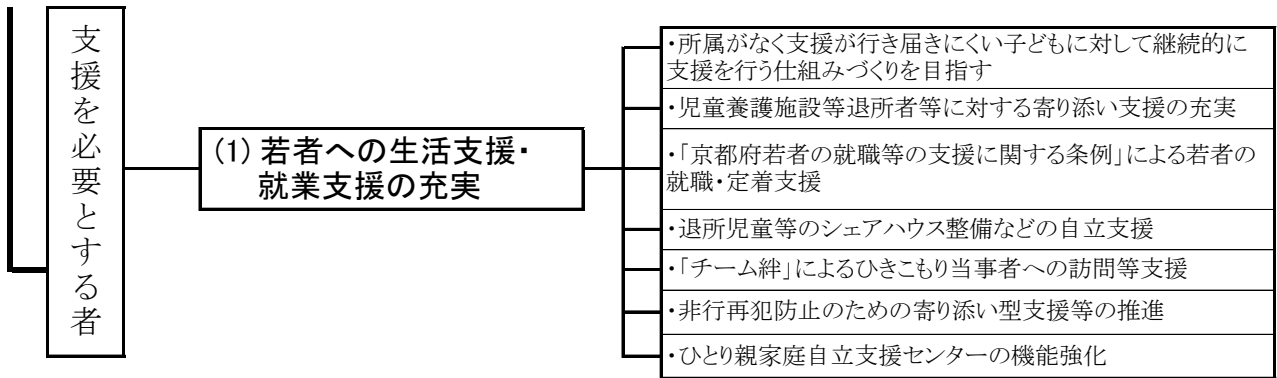
- 施策を適切に推進するためには、子どもがおかれている貧困の実状(生活や学力等)を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

## V 重点施策体系

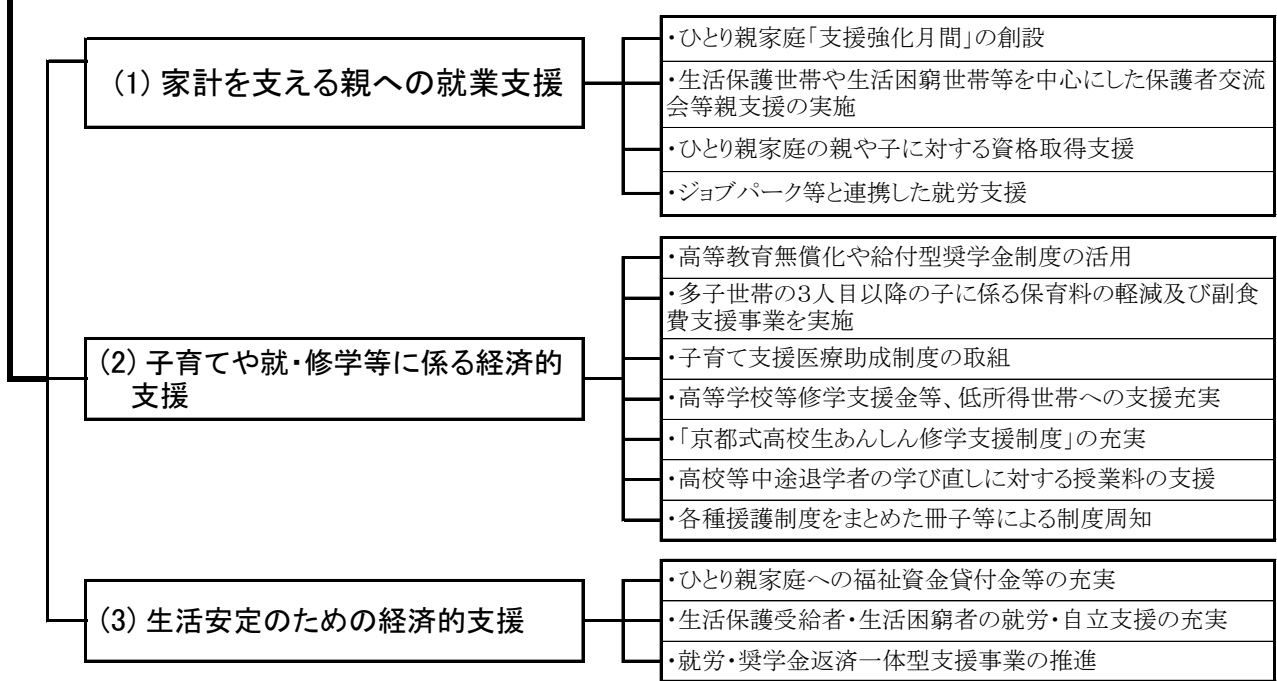








### 3 経済的支援



### 4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

